

(法第10条第1項関係様式例)

令和5年度事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人Gumi

1 事業実施の方針

子どもを対象としたゲーム依存相談、居場所づくり、食を通じた支援活動を継続するほか、ユースセンターの開設と運営に取り組む

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
子どもや若者のインターネット・ゲーム依存(ゲーム障害等)の予防に関する普及啓発事業	① 子どものゲーム依存症の予防に関する講演	通年	事務所	職員1名	県民	100
相談支援事業	① ゲーム依存症、不登校、ひきこもりの当事者及び家族からの相談(家庭訪問・オンライン相談等)	通年	事務所	職員2名	県民	400
交流・ネットワーク支援事業	現時点で予定なし					
居場所づくり事業	① ユースセンターの開設と運営	通年	砥部町	職員6名 ボランティア数名	地域住民	4500
	② 子ども食堂の開催	通年	砥部町	職員3名 ボランティア数名	地域住民	300
	③ フリースペースの運営	通年	砥部町	職員3名	地域住民	480
	④ フリースクールの運営	通年	砥部町	職員6名 ボランティア数名		2000

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	支出 見込額 (千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 2部作成する。

法第10条第1項関係

令和5年度 活動予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人Gumi

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	150,000	
		200,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	350,000	
		350,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	5,280,000	
		5,280,000
4 事業収益		
ゲーム依存症の予防に関する普及啓発事業収益	150,000	
居場所支援事業収益	1,400,000	
相談支援事業収益	50,000	
交流・ネットワーク支援事業収益	0	
		1,600,000
経常収益計		7,430,000
II 経常費用		
1 事業費		
消耗品費	538,000	
備品費	250,000	
会議費	10,000	
人件費	4,000,000	
旅費交通費	50,000	
使用料及び賃借料	1,200,000	
印刷製本費	250,000	
燃料費	150,000	
委託料	150,000	
	6,598,000	
事業費計		6,598,000
2 管理費		
消耗品	100,000	

通信運搬費	50,000		
備品購入費	50,000		
	200,000		
管理費計		200,000	
経常費用計			6,798,000
当期経常増減額			632,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			632,000
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			未確定
次期繰越正味財産額			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。